

◎二十五番（宮本しづえ君） 日本共産党の宮本しづえです。県政各般について質問します。

間もなく東日本大震災と福島原発事故から八年が過ぎようとしています。被災三県の避難者は五万三千人と言われ、うち県発表の四万二千人、八割を福島県の避難者が占めており、原発事故による避難という本県の特殊事情がこの数値にもあらわれています。私たち政治に携わる者は、県民のこの苦しみを我が事として、加害者東電と国に加害責任を求める真摯な取り組みを行うことが二度と同じ被害を繰り返させないための政治の責任であると考えます。

同時に、国や東電による原発からの距離や放射線量による線引きにより今も差別と分断にさらされ続ける県民に対して、避難者を初め全ての県民を被害者として支援する姿勢を堅持し、復興ビジョンに掲げた原発に頼らない社会を目指し、再生可能エネルギー先駆けの地を目指す、日本一子育てしやすい県、全国に誇れる健康長寿の県実現に向けた努力が求められます。

そこで、以下質問いたします。

まず、避難者支援等についてです。

県は、一昨年八月、避難指示区域住民に対する仮設借り上げ住宅の無償提供に係る二〇一九年度以降の方針を示しました。この中では、南相馬市、葛尾村、川内村、川俣町、飯館村の帰還困難区域を除く避難指示区域からの避難者への住宅無償提供は二〇一九年三月末で打ち切る、さらに昨年は二〇二〇年三月で、大熊町と双葉町を除き、まだ避難指示も解除されない帰還困難区域を含む全ての避難指示区域住民への住宅提供の打ち切りを明らかにしたのです。

この方針には、全国からも激しい批判が沸き起こりました。私は昨年十一

月、災害対策全国交流集会に参加しましたが、福島県のやり方は冷た過ぎるとの声が寄せられました。

県は、この間住宅支援を打ち切るため避難者の戸別訪問を行ってきましたが、昨年未までの報告では、本年三月末で終了となる区域の避難者の中で、訪問調査を要する世帯の三割で四月以降の住まいが決まっていないとされています。

来月末での応急仮設住宅の無償提供の打ち切り方針を撤回すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難指示区域住民の家賃賠償にかわる県の家賃支援も仮設借り上げ住宅支援打ち切りと連動して打ち切れようとしています。

避難市町村家賃等支援事業について、応急仮設住宅の供与終了に伴い、今年度で支援が終了する世帯数及び来年度も継続する世帯数を伺います。

帰還できずにいる避難者は、精神的賠償も打ち切られており、新たな家賃負担が生活不安の大きな要因となっています。

今年度で応急仮設住宅の供与が終了する市町村からの避難者に対しても避難市町村家賃等支援事業を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難指示区域外からの避難者、いわゆる自主避難者への家賃補助も三月末で打ち切られますが、県は実態すらつかんでいません。そもそも自主避難者が県外に何世帯、何人避難しているのかを県は正確に把握していないのです。

山形県は、市町村に依頼して福島県からの避難者を山形県産のお米を持ちながら戸別訪問を行っていると聞いています。本来このようなことは避難元である福島県が実施すべきことです。

県が公務員宿舎を借り上げて避難者に貸し出してきたセーフティーネット住宅も貸し付けが打ち切れようとしています。

そこで、避難指示区域外からの避難者の実態調査を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、約二千世帯に上る避難指示区域外からの避難者に対する民間賃貸住宅等の家賃補助を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

財務省から公務員宿舎を借り受けて避難者に貸し出すセーフティネット住宅支援で入居している避難者は現在百十二世帯に上ります。避難者を支援する避難の協同センター事務局の話を伺うと、四月以降の住まいが決まっているのはわずかに二割にすぎないとのことです。

財務省は、福島県から要請があれば公務員宿舎の貸し付け継続も検討する考えがあると聞きます。

避難指示区域外からの避難者が入居する国家公務員宿舎の使用継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

八割もの区域外避難者が四月以降の住まいを決められないまま今日を迎えているのが現状です。

県は、避難指示区域外から国家公務員宿舎に入居している避難者の住まいの確保をどのように支援するのか伺います。

また、避難指示区域外からの国家公務員宿舎の入居者が本年四月以降、未退去となった場合、貸付料相当額の二倍を請求する、その根拠を伺います。

財務省が、県が申請すれば延長もあり得ると言わざるを得ないのは、避難者の厳しい生活実態があるからです。

県は公営住宅への申し込みを推奨していますが、避難指示区域外から避難している六十歳未満の単身世帯も公営住宅に優先入居できるよう各都道府県に要請すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、除去土壌の再生利用についてです。

除染で出た除去土壌の再生利用については、この間南相馬市小高区の仮置

き場で実証事業が行われてきましたが、環境省は昨年十二月に常磐自動車道の改良工事に実証事業で一立方メートルを活用する意向を南相馬市議会に提示しました。計画では、二月に市民への説明会を開催、同時並行で工事業業者との協議を行い、事業化したいとの説明です。常磐自動車道に言えば撤去は不可能となるもので、事実上の本格利用となり、最終処分場となる可能性が高まります。

住民からは反対の声が上がり、二月一日に除去土壌の再生利用実証事業に反対する市民の会が結成され署名運動が始まっていますが、既に三千五十人の署名が集まるなど、市民の関心の高まりとともに反対の声も広がっています。実証事業は、二本松市で断念に追い込まれたように、除去土壌の再生利用は認められないというのが県民の思いです。

中間貯蔵施設の当初計画では、最大発生量を二千二百万立方メートルと見込んでおり、現時点の予定搬入総量は千四百万立方メートル、帰還困難区域分を含めても施設にはまだ余裕があるのですから、県民の反対を押し切つてまで再生利用する理由は成り立ちません。

国は、復興の基本方針の中で最終処分量低減のため利用先の創出に省庁が連携して取り組むとしていますが、全く県民の気持ちを無視するものです。除染の除去土壌を公共事業に使用することは、復興に向けて懸命に努力する県民の足かせになっても、復興の推進力には決してなり得ません。

本県の真の復興のためにも、南相馬市における実証事業を含め、除去土壌の再生利用を行わないよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

次に、発達障がい等のある児童生徒への支援についてです。

県の特別支援教育センターは、昨年十二月、県内の小中高校生全員を対象に特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する悉皆調査を行い、結果

を発表しました。

それによると、義務教育では六％、高校では二・四％に当たる総計九千二百九十九人の発達障がい児等がいるとされ、全国の抽出調査の結果の六・五％の出現率にほぼ匹敵します。多動性の児童や学習についていけない子供たちに対して教師は十分に対応し切れていないのが現状です。

県教育委員会は、発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

当面の対策の一つとして、県内には市町村が配置している七百七十人の支援員がいますが、公立小中学校における特別支援教育支援員の配置を拡充すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次に、いじめ問題等への対応についてです。

本県の二〇一七年度の児童生徒のいじめ認知件数は、前年比で二倍を超える四千八百八十三件と報告されました。二〇一三年度との比較で見ると、全国の二・二倍に対して本県は十九倍となり、衝撃的な伸び方です。

そこで、県教育委員会は公立学校におけるいじめの認知件数が増加している要因をどのように認識しているのか伺います。

同時に、この数値はいじめが広く認知されてきたことのあかしでもありません。問題は、いじめが認知されたときにいかに適切に対応するかです。本県のいじめ解決率は一応全国平均を上回っているとされていますが、裁判にもつれる事案も発生するなど、課題は山積しています。

須賀川市でいじめに遭い自殺した中学生について、市の専門委員会は報告書の中で教師が生徒のいじめに気づいてあげられなかった背景には多忙化があったと指摘、教師がゆとりを持って日常的に子供たちと向き合えるような教育環境を整備することが必要と指摘したことは非常に重いものです。

県教育委員会は、公立学校において教員がいじめに気づくことができる環

境づくりによりのように取り組んでいくのか伺います。

不登校の児童生徒数も増加していますが、日本財団が昨年十二月に発表した不登校傾向にある子どもの実態調査では、隠れ不登校の中学生は文科省が定義する不登校の三倍に当たる三十三万人に上ると報告しています。学校に行っても保健室登校になっているなど、不登校としては扱われないが、教室になじめない児童生徒は増加しているわけです。

いわき市では、市内四方部に学校以外の子供の居場所をつくり、ここに支援員を配置しています。福島市内のある中学校では、不登校生徒に専門に対応する教師を配置し、丁寧な指導を行う中で不登校生徒が減少しているとの報告もあります。

県教育委員会は、公立小中学校における児童生徒の不登校対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

子供にかかわって、国連の子どもの権利委員会が四度にわたり日本政府に勧告を行って、過度な競争にさらされて発達が阻害されている状況の是正を求めていることは重要です。

学力調査など子供の過度な競争につながる教育施策を見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

次に、児童相談所の充実についてです。

児童虐待の件数も増加し続けています。先日千葉県で児童虐待による死亡事件が発生し、両親が逮捕されました。児童相談所も学校も市教育委員会も大人の不適切な対応によってSOSを出していた子供の命を守れなかった痛苦の事件です。

国は二〇一六年に児童福祉法を改正し、児童福祉司の配置を人口四万人に一人から三万人に一人へ増員する方針を明らかにしましたが、それだけでは増加する児童虐待件数に対応し切れない実態があると思います。

児童相談所の相談件数に対応できる児童福祉司の体制を確保するため、配置基準の大幅な引き上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、児童虐待への対応として検討している児童相談所への警察官の配置について、県の考えを尋ねます。

増加する相談件数、複雑多様化する児童をめぐる問題に児童相談所が対応し切れず悲鳴を上げる現状がありますが、一方で警察官が入ることで相談所として敷居が高くなり、気軽に相談者が来られなくなるのではないかと懸念する意見も寄せられています。児童の保護のために必要と判断すれば、警察との連携はこれまでも行われてきました。

児童相談所が持つ本来の機能、すなわちケースワークを通じて、問題を抱える児童と家庭関係の再構築を図り、子供の健全な発達、生育環境をつくるための支援こそが求められています。そのためにも専門性が発揮できるように、児童相談所職員の研修の充実について県の考えを伺います。

また、国は弁護士等の常勤配置を掲げておりまして、児童相談所の人的体制の充実について県の考えを伺います。

子育ての悩みに地域で対応するための子育て世代包括支援センターの全市町村への設置に向け、どのように取り組んでいくのか、県の考えを伺います。

次に、保育施設についてです。

昨年末、福島市の認可外保育所で一歳児が午睡中に死亡する痛ましい事件が発生しました。原因究明は福島市の調査委員会の調査を待たなければなりません。福島市では恒常的な認可保育所不足があり、認可外保育所がその補完的役割を果たしてきた実態があります。今度の事件で受け入れを断られた子供は結局別の認可外保育所に移っています。

県は、認可外保育施設の役割をどのように認識しているのか伺います。

子供たちの健やかな発達を保障する保育環境を整備することは国民的要求であり、認可保育所の増設を求める根拠もここにあります。

認可保育所の増設に向けて市町村への支援を拡充すべきと思いますが、県の考えを伺います。

認可外保育所の中で、国は保育士有資格者が半数でもよしとする企業主導型保育所をふやす方針で、県も同じ方針です。認可保育所に匹敵する運営費補助金が地方自治体を経ずに直接事業者を支払われるほか、設置のための補助金もあります。県は、遊具等国の設置補助金の対象とならないものについて最高で一千五百万円まで補助するための独自の要綱をつくっていますが、保育の質を確保する観点が必要だと思えます。

そこで、企業内保育所整備事業費補助金の対象を保育士比率が一〇〇%の施設に限定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

一方で、一般の認可外保育所に対する県の補助金は微々たるものです。運営費補助は二歳未満児一人につきわずか年額二万円に対して、同じ認可外保育所でも、企業主導型保育所ではゼロ歳児が月額二十万円、一歳児でも十四万円を超す補助金があり、比較になりません。

あきがなく認可保育所に入れない、保護者の多様な働き方に認可保育所が対応できないため認可外に預けざるを得ないのは保護者の責任ではなく、政治の責任ではないでしょうか。国が検討している保育料無償化は、認可外保育所も対象としています。

認可外保育施設に対する補助金を大幅に引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

最後に、放課後児童クラブについてです。

安倍政権は昨年末、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブ児童四十人に

二人以上の支援員配置基準を従うべき基準から参酌基準に緩和し、一人でもよいとする閣議決定を行いました。

放課後児童クラブの職員配置基準について、市町村における基準の緩和の動きを把握しているのか伺います。

配置基準の見直しの背景にある支援員不足は、保育や介護と同様に支援員の処遇が余りにも劣悪過ぎるからです。県内の学童クラブの大半は公設公営型で運営されており、常勤の非正規公務員ですが、半日分の給与しか出ません。生活できないため、仕事が終わってからほかのバイトをするなどダブルワークする支援員も少なくないのです。

放課後の子供たちの生活の場である学童クラブは、半日でいいというような片手間の仕事ではなく、市町村の委託事業にふさわしく支援員の処遇を改善すべきです。

放課後児童支援員の処遇改善を行うよう市町村を指導すべきと思います
が、県の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

◎副議長（柳沼純子君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の御質問にお答えいたします。

除去土壌の再生利用についてであります。

国では、除去土壌の県外最終処分に向け、減容技術の開発や実証事業を進めながら再生利用に取り組むこととしております。

県といたしましては、実証事業や除去土壌の再生利用については、放射線の影響に関する安全性の確保はもとより、住民、自治体、さらには国民的な理解が極めて重要であることから、引き続き国に対して丁寧に対応するよう求めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

企業内保育所整備事業につきましては、企業内保育所の設置が子育て中の従業員が安心して働き続けられる環境づくりに有効な取り組みであることから、企業内保育所の一層の普及を図るため、新設保育所の整備を支援してまいります。

（避難地域復興局長金成孝典君登壇）

◎避難地域復興局長（金成孝典君）お答えいたします。

来月末での応急仮設住宅の供与終了につきましては、復興公営住宅などの整備が進んだこと等から、飯舘村など関係五市町村の意向も踏まえ、一昨年八月に示したものであります。

これまでに約九割の世帯で新たな住まいの見通しが立っていることを確認しており、引き続き国、関係市町村と連携しながら住宅確保に向けた支援を進めてまいります。

次に、避難市町村家賃等支援事業の世帯数につきましては、応急仮設住宅の供与終了に伴い、今年度で支援が終了するのは南相馬市など五市町村から避難している約千世帯と見込んでおります。また、来年度も支援が継続となるのは約七千二百世帯と見込んでおります。

次に、避難市町村家賃等支援事業につきましては、応急仮設住宅の供与期間と昨年三月までとされている東京電力による家賃賠償の期間に差が生じること踏まえ、公平性の観点から実施しているものであり、応急仮設住宅の供与期間が終了する市町村からの避難者に対する支援の継続は困難であります。

次に、避難者の実態調査につきましては、復興支援員による戸別訪問や生

活再建支援拠点での相談対応などにより、避難者が抱える個別化、複雑化した課題の把握に努めているところであり、

今後とも把握した課題の解決に努め、避難者が生活再建を図ることができるよう支援してまいります。

次に、避難指示区域外からの避難者に対する家賃補助につきましては、平成二十九年三月の応急仮設住宅の供与終了後二年間の措置として実施しているものであり、継続は困難であります。

なお、昨年十月から複数回にわたり補助の終了や各種相談窓口の案内をお知らせしており、個別の状況に応じた相談対応などの支援をしているところであります。

次に、国家公務員宿舎の使用につきましては、避難指示区域外からの避難者に対する平成二十九年三月末の応急仮設住宅の供与終了に伴い、住宅確保の見込みが立たない当該宿舎の入居者に新たな住まいを確保していただくため、二年間の経過措置として実施しているものであり、継続は困難であります。

次に、国家公務員宿舎に入居している避難者への支援につきましては、戸別訪問や現地での相談会等を通して新たな住まいの意向など入居者の個別の状況を把握し、住宅確保・移転サポート事業による住まい探しや転居手続の補助、地元の不動産事業者による情報提供などの支援を行っているところであります。

次に、国家公務員宿舎未退去者に対して貸付料相当額の二倍を請求する根拠につきましては、国家公務員宿舎に係る国から県への国有財産使用許可の規定をもとに県と入居者とで締結した使用貸付契約に規定された損害金であります。

次に、公営住宅の優先入居につきましては、優先枠の確保や入居要件の緩

和など、子ども・被災者支援法に基づき対象となる避難者が円滑に入居できるよう全都道府県に依頼しており、避難者の多い都県には国と連携して訪問し、直接要請しているところでもあります。

(こども未来局長須藤浩光君登壇)

◎こども未来局長(須藤浩光君) お答えいたします。

児童相談所の相談件数に対応できる児童福祉司の体制の確保につきましては、児童福祉司の配置基準の見直しなどによる体制強化に向けた支援の拡充について、全国知事会等を通じて国に要望しております。

次に、児童相談所への警察官の配置につきましては、相談件数の増加に伴い、対応が困難な事案が増加していることから、警察官が児童相談所の職員として相談対応の段階から事案にかかわることにより相互理解を深め、情報を円滑に共有し、児童虐待の早期発見や児童の安全確保をこれまで以上に迅速かつ適切に行えるようになると考えております。

次に、児童相談所職員の研修につきましては、児童福祉司の任用前後の法定研修等に加えて、面接対応の実技研修や事例検討の研修を行うとともに、児童福祉司、心理判定員、一時保護所職員を対象とした職種別研修、児童虐待に関する専門的な知識や技術を習得するための研修を実施し、さまざまな相談事案への対応力の強化を図っております。

次に、児童相談所の人的体制につきましては、児童福祉司等を計画的に増員していることに加え、医師や弁護士等を非常勤の専門職として配置し、専門的な助言を受けることにより体制を強化しております。

次に、子育て世代包括支援センターにつきましては、本年二月一日現在、三十八市町村が設置しております。

引き続き未設置市町村に対し、会議や市町村訪問等を通じて働きかけを行うとともに、センターを設置する市町村に対しては妊婦訪問に係る経費を

補助し、設置促進に向け取り組んでまいります。

次に、認可外保育施設の役割につきましましては、一定の基準を満たしながらそれぞれの特性に応じて保育を提供するものと認識しております。

次に、認可保育所の増設につきましては、保育の実施主体である市町村が地域の保育需要に応じて計画的に進めている保育所や小規模保育所の施設整備などに対し引き続き支援するとともに、国に対して施設整備に係る国庫負担率の引き上げや補助基準額のかさ上げを要望してまいります。

次に、認可外保育施設に対する補助金につきましては、児童の健康診断費用や施設の運営費に加え、保育従事者の保育士資格取得費用のほか、認可保育所等への移行に係る経費に対して支援しております。

次に、放課後児童クラブの職員配置基準につきましては、現時点において、基準の緩和を行う市町村について把握しておりません。

次に、放課後児童支援員の処遇改善につきましては、子供の安全を見守る職員の配置状況や個々の職員のキャリアに応じた加算により措置されるものであり、市町村に対しこれらを周知するとともに、その活用を促しているところであります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援につきましては、本人や保護者と合理的な配慮について合意形成を図り、個別の教育支援計画を作成することが重要であると考えております。

このため、保護者との教育相談の進め方や事業における具体的な支援内容等を示した冊子を作成し、研修会等において活用するなど、教員の専門性を高めることにより支援の充実に取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における特別支援教育支援員につきましては、市町村

において地方財政措置を活用するなどして配置されております。

今後とも支援員の配置に必要な財源措置の拡充について国に要望してまい
る考えであります。

次に、公立学校におけるいじめの認知件数につきましては、教員研修や校
長会などの機会を通して積極的な認知について周知を図るとともに、校内
アンケートや個別面談等の機会の拡充に努めたことにより増加したものと
認識しております。

今後とも、学校が小さいいじめも適切に把握し、チームとして対応に努め
ることにより、いじめの問題にしっかりと取り組んでまいります。

次に、教員がいじめに気づくことができる環境づくりにつきましては、児
童生徒の小さな変化を早期に発見できるよう、複数で見守る体制をつくつ
ていくことが重要であります。

このため、各学校が策定したいじめ防止基本方針を全員で共有し、教員間
の連携を密にしてきめ細かな対応に努めるとともに、個別面談やアンケ
ー卜等の回数をふやすなど、チームとして組織的に対応できる環境づくりに
取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における児童生徒の不登校対策につきましては、魅力
的な学校づくりと一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が重要であると
考えております。

このため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実を図ると
ともに、不登校児童生徒の復帰に向けた支援を行う適応指導教室の設置を
市町村に促すことにより、不登校の未然防止と早期復帰に取り組んでまい
る考えであります。

次に、学力調査などの教育施策につきましては、本県の教育をめぐる現状
等を踏まえ、新たな学力調査を実施するなど、子供一人一人の伸びを認め、

励ますよう進めているところであります。

今後とも、第六次総合教育計画と頑張る学校応援プランに基づき、子供たちが心豊かでたくましい人間に成長し、夢や希望を実現することができるよう努めてまいりる考えであります。

◎二十五番（宮本しづえ君）再質問いたします。

最初に、知事に除去土壌の再生利用について再質問いたします。

先ほどの答弁では、丁寧な対応を国に求めていきたいというような答弁でありました。

二〇一五年二月に中間貯蔵施設に関する協定を結んでいるわけです。この十四条の中で、再生利用については福島県民その他の国民の理解のもとに再生利用の推進に努めるものとするが、利用先の確保が困難な場合は県外で最終処分を行うものとする規定しております。再生利用はあくまで県民、国民の理解がなければできないとしています。

しかも、理解を得るための説明会の開催は事業予定のごく限られた地域に限定されてきました。自治体住民も県民も国民も蚊帳の外に置かれた、こんなやり方が県民、国民の理解を得る努力と言えないことは明白だと思います。

本格利用以前の実証事業の段階で県民からは激しい反対の声が上がって、既に二本松市内の事業は断念に迫り込まれておりまして、南相馬市でも反対が広がっているように、再生利用は県民の理解は得られないというのが今日の到達だと思えます。国がこの県民の意思を無視することは協定に反すると思えます。

知事は、協定を締結した当事者として、どのように今日の事態を認識しておられるのか伺います。

県民や国民の理解を得るといえるのは、どういう状況を指すと考えているの

か、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、避難地域復興局長にセーフティネットの住宅あるいは民間賃貸住宅家賃補助について伺います。

一つは、国が財務省から借り受けて避難者に貸し出している国家公務員宿舍、セーフティネットの住宅は、先ほど答弁があつたように、国の使用許可で貸し出されているものでありますが、許可期間を超えた場合の二倍の損害賠償という表現がありますが、これは許可を受けた県が支払うものとされております。

入居者の支払い義務は、そこには明記されておりません。県が使用期間の延長の申請をすれば、二倍の話もなくなるものだと私は理解をいたします。この事業は、県の予算がかからない、県が入居者の状況に応じて延長するだけで済むということなのに、なぜそれを行わないのか。まさに福島県の姿勢の問題が問われているということだと思います。

最後の一人まで被災県民に寄り添うと言ってきた福島県民への約束を果たすべきだと思いますが、再度県の考えを伺いたいと思います。

そして、民間家賃等補助は継続するにしても約四億八千万円、五億円弱で継続できるわけなのです。上乗せをして一千万円の補助を行っていたという四つの道県は、福島県がもうやめることにしたので、うちもやめることにせざるを得ないということになって、せっかくの厚意ももうできなくなっている、継続できないということになっているわけです。

福島の復興のため、浜通りの復興のためだということで、イノベの構想に今年度は九百十二億円のお金をかけるといふふうに言っていますけれども、避難者にかけるお金はないのかというのが避難者の皆さんの声です。

避難者に寄り添った丁寧な対応、しっかりと支援する、こういう立場に立つべきだと思いますが、改めて継続の意思について局長の再答弁を求めます。

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の再質問にお答えいたします。

除去土壌の再生利用につきましては、安全協定において、国は福島県民その他の国民の理解のもとに推進に努めるとしております。

再生利用の国民的理解につきましては、国では関係省庁、自治体、関係団体、専門家等と連携して情報共有や相互理解を進めつつ、国民に対する情報発信、普及啓発等の取り組みを継続して進めるとしております。

県といたしましては、国の取り組みをしつかり確認してまいります。

◎避難地域復興局長（金成孝典君）再質問にお答えいたします。

国家公務員宿舎のセーフティーネット制度につきましては、この制度は当初から二年間の措置として入居者にお示しをして実施してきているものであり、この方針により対応していく考えであります。

また、民間賃貸住宅等の家賃補助につきましては、公営住宅や低廉な民間住宅への入居、就労や福祉などの専門機関等と連携した支援、こういったことにより支援をしてまいる考えであります。

◎二十五番（宮本しづえ君）再々質問いたします。

一つは、今の知事の答弁について再度お聞きしたいと思えます。

問題は、県民の反対が非常に高まっているという中でこの事業そのものを本当にやっていいのかということが問われている。だから、丁寧にちゃんと説明をすればいいという、そういう問題ではないということなのです。そのことについてどう認識しているのかが私は福島県に問われているのだと思います。

二月二十六日付の朝日新聞は、環境省が九九%の除去土壌を再生利用することが可能だと試算していることを報道しました。これがまた県民の不安をかき立てているわけです。除去土壌の再生利用が他県で進むとは考えにくいのです。結果として県内の公共事業に利用されれば、福島県内の公共

事業が事実上の最終処分場にされてしまうのではないか、この危機感が広がっているわけです。除染により発生する最大土壌量は二千二百万立米と見積もったのも、再生利用が困難であるということを見越したからではないでしょうか。

県民は、除染で出た土壌は全部中間貯蔵施設へ搬入することを前提に除染にも協力してきたわけです。今さら国から地元との協定があるなどと言われても県民には知らされていないわけで、納得できないというのは当然なのです。県内の実際の除染事業では、八千ベクレル以下の土壌であつても除染を行ってきました。なのにまた放射能をばらまく、こんなことは認められないという県民の思いを知事はしっかりと受けとめるべきだと思います。

本日、朝日新聞と福島放送が共同で行った再生利用に関する世論調査の結果が報道されましたけれども、賛成は二七％、反対は六一％と、圧倒的に県民の世論は反対が多数を占めています。この問題がさらに県民を分断し、復興の歩みをとめる要因ともなるのだという認識に立ってこの問題に向き合う必要があると思うし、県民の理解、国民の理解は到底得られない、こういう立場でこの再生処理の問題に立ち向かっていくべきだというふうに考えます。

この世論調査の結果を見ますと、特に女性の反対が非常に大きい。七三％は反対だと言っている。そして、福島がもとの生活に戻るには二十年かそれ以上かかると思っている人が七四％に上る。そして、福島の事故の教訓が生かされていないと答えている方が六五％を占める。それは、今国がやっているさまざまなり方が全く福島の事故の教訓を生かしていないのではないか、これが今の県民の思いだということなのです。そこをしっかりと県民に寄り添って、こういう県民の理解が得られていないということは世

論調査の結果からも明らかかなわけです。

この間、県議会の勉強会があったときに福島地方環境事務所長は実はこの再生利用は全国でやると言ったのです。だから、国民の理解も得られない、県民の理解も得られない、こういう事業はやるわけにはいかないのだ、このことを県としては明確に国に伝えるべきだと思っております。そういう立場に立つのかどうか、改めて知事の認識を伺いたいと思えます。

それから、認可外保育所の補助についてですけれども、私は補助金の違いのことを言いました。福島県は、日本一子育てしやすい県を目指している県です。企業主導型の保育所についてもっと支援をしていくというふうに答えましたけれども、この企業主導型の保育所に預けられる人というのは企業がそういう条件を整備できるところに働いている人なのです。

それ以外の認可外保育所に預けている人は、もっと劣悪な条件の中で働きながら子育てをしている世帯なのです。認可保育所が保護者のニーズに十分に応えられていない、こういう状況の中で働くためには認可外に預けざるを得ない、こういう実態があるわけですから、しっかりと認可外保育所も支援していくという姿勢が大事ではないでしょうか。

企業は支援するけれども、県民の子育て支援をしないというのは、どう考えてもこれは不公平です。改めてこども未来局長の答弁を求めたいと思えます。

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の再質問にお答えいたします。

除去土壌の再生利用につきましては、本県が復興に向けた取り組みを進める中、国が行う実証事業により、地域が不安を感じたり、新たな風評が生じたりすることがないように、引き続き国に対して丁寧に対応するよう求めてまいります。

（こども未来局長須藤浩光君登壇）

◎こども未来局長（須藤浩光君）再質問にお答えいたします。

認可外保育所に対しましては、現在の支援を継続するとともに、私どもとしましては認可保育所への移行を促進していきたいと考えております。

したがいまして、移行を希望している認可外保育所に対して運営費の補助という手厚い補助もございますので、移行に向けた助言を含めてこれから取り組んでまいりたいと考えております。